

最高裁判所裁判官国民審査法の改正を求める意見書

最高裁判所の裁判官は全部で15人、そのうち10人が今回の国民審査にかけられた。最高裁判所の役割は「法の番人」と言われるように、立法府や行政府に対して憲法の定める三権分立の立場で、そうした機関をしっかりと裁いたり牽制したりするものである。

日本国憲法第79条第2項及び第3項と最高裁判所裁判官国民審査法に基づいて、最高裁判所の裁判官は、任命後初の衆議院議員総選挙の投票日に国民審査を受けることになっている。一度信任されると審査から10年を経過した後に行われる衆議院議員総選挙まで国民審査に付されることはない。

期日前投票制度では、衆議院議員総選挙は、公示日の翌日から投票が可能であるのに対して、国民審査は、投票日の7日前からしかできない。一方、衆議院議員総選挙は公職選挙法第31条により投票日より12日以上前に公示することが定められている。

この結果、国民審査との間に少なくとも4日間の時間差が生じることになる。したがって、投票日8日以上前の期日前投票では衆議院議員総選挙しか投票することができない。12月4日公示された第46回衆議院議員総選挙においては、12月8日までに投票を済ませた人が国民審査に参加するためには、9日以降にもう一度投票所に行かなければならない。

ライフスタイルが多様化し、選挙の当日、仕事や旅行、スポーツ大会、冠婚葬祭などで投票所に行かれないと見込まれる人に配慮し、投票の手続を簡素化した期日前投票制度の趣旨に大いに反する。

また、海外在住者について、国政選挙の投票ができるように公職選挙法が改正されたが、最高裁判所裁判官についてはいまだに法改正がなされず、国民審査に参加できない。憲法が保障する投票機会の平等は、選挙権だけでなく国民審査権にも適用されなければならない。

憲法第79条が保障する直接民主制を保障する国民審査制度及び憲法第99条を担保する観点からも、このような事態は、即刻改めなければならない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、国民の審査権を保障し、有権者が確実に意思を行使できるよう衆議院議員総選挙と同時に、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票及び海外在住者が投票できるように早急に法律を改正し、運用を改めることを強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年12月20日

三鷹市議会議長 白 鳥 孝